

令和元年度 環境監査実施結果報告書

ひらつかエコモード基本マニュアルに従い、令和元年度の環境監査の実施結果を報告します。

1 環境監査の概要

(1) 各部局から推薦された24人が、令和元年度の環境監査員（以下、「監査員」）として任命され監査を実施しました。

(2) 職場監査においては、次の項目を主な監査事項としました。

《環境活動の成果等の監査》

- ・ エコモードの運用状況
- ・ 今年度の取組項目及び目標設定の確認
- ・ 課等の環境活動の定着度、活動成果の確認
- ・ 課等の業務に即した環境工夫等の確認
- ・ 前回の是正事項に対するの改善状況の確認
- ・ 重点監査事項：『施設における環境配慮と、施設所管課が行う措置や要請の確認』

《環境法令等の順守状況等の監査》

- ・ エコモードの運用状況
- ・ 特定設備の届出及び測定、保管状況、室内外の管理状況の確認
- ・ 緊急事態の訓練及び対応状況等の確認
- ・ 前回の是正事項に対するの改善状況の確認
- ・ 重点監査事項：『環境法令にかかる委託業者の法定資格や、仕様書の内容確認』

(3) 監査の対象は、全課等85組織のうちの24組織等としました。（※組織数は、エコモ事務局を含んだ数）

《環境活動の成果等の監査班》

危機管理課、災害対策課、産業振興課、農水産課、商業観光課、障がい福祉課、生活福祉課、青少年課、保険年金課、収集業務課、環境保全課、環境施設課、まちづくり政策課、開発指導課、交通政策課、消防救急課、情報指令課、消防署管理担当、病院総務課、医事課、エコモ事務局

《環境法令等の順守状況等の監査班》

道路管理課（豊田資材置場、日向岡トンネル）、青少年課（青少年会館）、庁舎管理課（本庁舎）、博物館（博物館）

(4) 令和元年度の監査では、環境活動の成果等の監査について、「施設における環境配慮」に関する重点監査項目を設定したことを踏まえ、次の各組織については、現場（施設）監査の重点的な実施などを行い、監査の強化をはかりました。

環境施設課（リサイクルプラザ）、産業振興課（勤労会館）、青少年課（みなと子どもの家）、病院総務課（市民病院）

(5) 環境監査の実施に当たっては、是正事項の指摘にとどまらず、監査する課等の取組の向上を目指し、監査員が積極的に相談を受け、助言するように心がけました。

2 環境監査の実施結果

(1) 監査を行ったすべての組織において、エコモードに沿って、概ね適切な取組がなされていましたが、是正事項として、観察事項3件、改善事項3件の指摘がありました。

庁舎管理課（本庁舎）	
観察事項	環境法令等順守シートの適用設備等の第4類第2石油類（灯油）の欄に、地下タンクの内容しか記載されておらず、8階発電機室の内容の記載がありませんでしたので、内容の更新を行ってください。
青少年課（みなと子どもの家）	
改善事項	現在使用していない室外機が2台ありました。フロン排出抑制法に基づき、簡易点検の実施とその記録が必要ですが、記録簿がありませんでした。使用していない室外機を撤去するか、室外機内に残っているフロンを取り除くまでの間、簡易点検を実施し記録簿に記録を残してください。
青少年課（青少年会館）	
改善事項	重油タンクの掲示板について、従前の看板の上にラミネートフィルムを使用した簡易的な標示看板にて掲示の対応をされていましたが、平塚市火災予防条例施行規則別表第2に規定のとおり、寸法及びその材料の規格に沿ったものに更新をしていただく対応をお願いします。
環境施設課（リサイクルプラザ）	
観察事項	フロン排出抑制法に基づく簡易点検記録簿は、対象機器ごとに作成することになっていますが、施設内の対象機器一括で作成されていました。フロン排出抑制法に基づく簡易点検記録簿を対象機器ごとに作成してください。
観察事項	環境法令順守シートに記載されていたフロン排出抑制法対象機器の記載が一部更新されていませんでした。環境法令順守シートの記載を最新の内容に更新してください。
病院総務課（市民病院）	
改善事項	フロン排出抑制法対象の冷蔵・冷凍庫について把握漏れにより法令順守シートへの記載および点検がなされていませんでした。

環境法令順守シートの誤記等の軽微な指摘事項に加え、フロン排出抑制法の対象機器の把握漏れ等が指摘され、各課等にフロン排出抑制法の理解が十分に深まっていないと考えられます。フロン排出抑制法は、令和2年4月に改正され罰則が強化されることから、引き続き監査を強化していきたいと考えます。

(2) 今回の環境監査において、46件の事項を、他の職場の模範となるような優良事項としました。その中から5件を選出し、優秀事項として特に評価しました。

《優秀事項》

産業振興課

『課独自の職場環境改善の専門チームの設置による余剰物品の整理整頓』

産業振興課では、職場環境改善の専門チームを課独自で設け、課内で使用する物品の整理整頓を行っています。これにより、余剰物品の整理ができ、物品購入量の削減に繋がっています。

同取組は、エコモードを目的とした取組ではありませんが、職場環境改善の専門チームを設置することは、整理整頓による物品購入の削減に繋がるだけでなく、業務が効率化されることにより残業による夜間の電気使用量の削減等も期待でき、職場内の環境負荷の低減にも繋がる取組です。また、全ての課等で直ぐに実施できる取組であり、全課に水平展開が期待できる取組と考えます。

産業振興課の共有スペース利用方法等についての意見

↑この列に自由に意見を記載してください。(無記名)		事務局記入欄	
No.	自由意見	対応	備考
1	作業机にゼロハンテープが3台も置いてあるが、スペースを取っているため勿体ない。普通のゼロハンテープとメンディングテープが必要なら、2連のテープカッターを1台購入し、既存の3台を廃棄してはどうか。なお、現場に持っているのはポータブルタイプを新たに購入すればよいと思う。	近日対応	ゼロテープ1台のみ置く。メンディングテープはキャビネットに収納し、主に持ち運び用とする。なお、残った2台のゼロテープは譲渡する。
2	テプラはコンセントで利用しているが、電池でも稼働可能なため、利便性を考えれば電池を常時入れておいても良いのではないかと。	近日対応	業務効率化の観点から電池を入れておく。単3電池は消耗品で購入しておく(現時点で在庫は無い)なお、今後災害時用に懐中電灯を購入する場合は、出来る限り同サイズの電池が流用できるように、配慮する。
3	5階倉庫と地下倉庫について、どの棚がどの担当の保管場所なのか忘れていた職員(そもそも異動してきた職員は知らない)もいると思うので、誰でも分かるように担当名等表示した方がよいのではないかと。	近日対応	5階倉庫については場所が明確化されているので、担当名を明記する。(特に工場防犯協会の物品は分かるように)なお、地下倉庫については当初予定されていた利用方法と少し異なるので、現状を把握し必要に応じ表示する。
4	ホワイトボードの使用方法を商業観光課のように、外出時だけ記入するようにはどうか。	近日対応	部課長以外の職員は、IN/OUT、戻り時間のみ記載することとし、全て各自記入する。(※出張、休みも分かるように)部課長の方は当面の間、今までどおり朝礼担当者が一日の予定を記載する。(将来的には部課長も含めて各自で記載する)
5	昼食の注文票がカウンターそばの引き出しに入っているが、ここに置いてある必要性が無いと思われる。(利便性が高い引き出しに入っているのが勿体ない)基本的には職員が不在の時はお金が入っていないことが前提であるため、作業机の上とか、もっと簡易的なところで良いのではないかと。	近日対応	作業スペースに注文票を置く。お金入れは、利便性を考慮し、作業スペースのキャビネットに磁石で配置。なお、昼食を注文する際はカウンター付近で行わないように配慮すること。
6	昼食の注文票や料金置き場は事務室の奥に置くべきではないか。また、注文時、注文する時間や入を明確化し、窓口の前でやりとりをするべきではないか。	近日対応	

【産業振興課の職場環境改善チームが実施している取組の一例】

商業観光課

『まちかど広場の外灯の運用変更による電気使用量の削減』

商業観光課では、まちかど広場の外灯の点灯・消灯タイマーを昨年度までは、季節ごとに設定していましたが、今年度から日照時間に応じてこまめに設定を変更することにより、令和元年度上半期の電気使用量を前年度同期に比べて約1割削減することができました。

課として積極的に従前の機器の運用方法を見直すことで、確実な電気使用量の削減に繋がっています。また、同取組は設定により点灯、起動する機器を保有する他課にも水平展開できる取組と考えます。



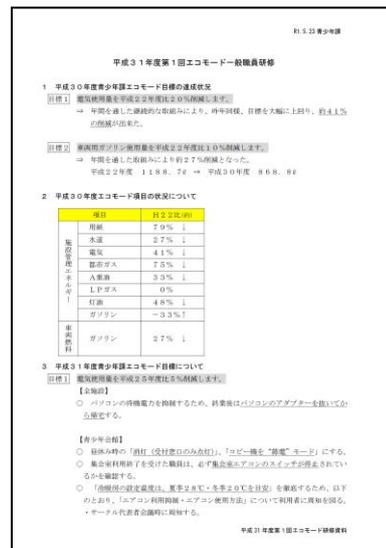
紅谷町まちかど広場外灯

青少年課

『施設ごとのエコモの取組の設定と数字を示した研修の実施』

青少年課では、施設ごとにエコモの取組を独自に設定することで、各施設の実状に即したエコモの取組を実施しています。また、各施設の担当者が集まる会議で各燃料使用量等の数字を示した研修を実施することにより、定量的に各施設の取組状況を把握することで、効果的に各施設の環境負荷の低減を図っています。

重点監査項目でもある施設の省エネ対策の推進に向け、積極的に取り組んでいる事例であり、各施設の実情に即して数字を示した研修を実施することは、施設として取り組むべき課題が顕在化し、効果的な環境負荷の低減に繋がります。他の施設を所管している課等にも水平展開できる取組と考えます。



令和元年度青少年課研修資料

平成31年度第1回エコモード一般職員研修

1 平成30年度青少年課エコモード目標の達成状況

目標1 施設別削減率を達成率に引き上げ削減率を向上させる

目標2 削減率を向上させた施設に表彰状を授与する

平成30年度 11.8% 7.8% → 平成31年度 8.6% 8.8%

2 平成30年度エコモード目標の状況について

項目	削減率
削減	7.9%
水電	2.7%
暖気	4.1%
燃費ガス	7.5%
人資源	3.3%
LPガス	0%
経費	4.8%
ガソリン	-3.3%

3 平成31年度青少年課エコモード目標について

目標1 削減率を向上させた施設に表彰状を授与する

【お知らせ】

- エコモードの削減率を向上させるため、削減率を向上させた施設に表彰状を授与する。
- 【青少年課】
- 削減率の向上を促進するため、「エコモード推進委員会」を設置し、「エコモード推進委員会」を設置し、削減率を向上させる。
- 「削減率の向上促進」を推進するため、「エコモード推進委員会」を設置し、「エコモード推進委員会」を設置し、削減率を向上させる。

令和元年度青少年課研修資料

令和元年度青少年課研修資料

保険年金課

『窓口パソコンの立ち上げ時間の変更による電気使用量の削減』

保険年金課では、窓口を設置されたパソコンの立ち上げ時間を午前8時から午前8時15分に変更することにより、確実な電気使用量の削減に繋がっています。

日頃の業務を少し見直すことにより容易に環境負荷の低減を図ることが出来る好事例といえます。窓口パソコンを所有している課等には同様の取組の実施を検討して貰うとともに、全課等において何気なく実施している普段の業務を見直すことで、環境負荷の低減に繋がっていただきたいと思います。



保険年金課の窓口パソコンを立ち上げる様子

道路管理課（豊田資材置場）

『災害に備えたPCB廃棄物保管庫の底上げ』

道路管理課では、豊田資材置場が浸水被害の想定される場所にあることから、PCB廃棄物倉庫を底上げしたうえで設置するなど、災害時に備えた施設、設備の管理を実施しています。

近年、極端な気象現象が頻発しており、浸水等の災害時の備えは益々必要になってきています。PCB廃棄物の保管基準として、「保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下水浸透、悪臭発散が生じないように措置を講ずること。」とされていますが、災害に備えたPCB廃棄物の保管対策は進んでいないのが実状です。PCB廃棄物を保管している課には、災害時に備えたPCB廃棄物の保管方法の見直しを図っていただくとともに、施設、設備を所管している課には災害時に備えた施設、整備の管理を実施していただきたいと思います。



底上げされているPCB廃棄物保管庫

3 今後の環境活動に向けて

今回の監査では、省エネ、省資源などの基本的な環境配慮行動に関しては、多くの課で定着が見受けられ、各課ともおおむね良好な環境活動が行われていました。

このことは、すでに職員による事務所での省エネや省資源の取組が多くの課で実施済みであり、これ以上の環境配慮の推進は見込めないということでもあります。今後は施設の省エネ化や、施設利用者・市民・関係団体・委託業者などへの環境配慮の要請など、抜本的な対策を計画的に進めることが必要となります。

その視点で、今年度は、施設における環境配慮などを重点監査項目として設定しました。青少年課の優秀事項では、施設ごとに実情に即したエコモの取組を実施し、数字を示して定量的に評価をすることで効果的なP D C Aの運用を図っていました。この様な取組が他の多くの施設でも広がっていくよう、引き続き施設における環境配慮の推進を図ります。

商業観光課、保険年金課の優秀事項は、省エネや省資源の取組が既に進んでいる中で、課の日頃の業務を見直すことで、確実な環境負荷の低減に繋がっています。既に省エネや省資源の取組を実施し、その取組が浸透している課においても日頃の業務を抜本的に見直すことで、効果的な環境負荷の低減に繋がる好事例です。今後も監査を実施する際には、監査する課等が日頃の業務を抜本的に見直せるよう、他課の先進事例をアドバイスする等、効果的な環境負荷の低減に向けて積極的にコミュニケーションを図ります。

産業振興課の優秀事項は、エコモードを目的とした取組ではありませんが、職場内の整理整頓、業務の効率化を図ることは、ワーク・ライフ・バランスの向上とともに、環境負荷の低減にも繋がる好事例です。全庁的には、ライトダウン実施日をノー残業デーにすることで、ワーク・ライフ・バランスの向上と環境負荷の低減を図る取組を実施していますが、課の実情に即したワーク・ライフ・バランスの向上と環境負荷の低減を図る取組も他の課等にも広めていきたいと考えます。

法令順守については、今年度、観察事項、改善事項をそれぞれ3件指摘しました。法令順守シートの誤記等の軽微な指摘事項に加えて、フロン排出抑制法の対象機器の把握漏れ等があり、フロン排出抑制法等への理解が未だ十分に深まっていないと考えられます。フロン排出抑制法は令和2年4月に改正され、罰則が強化されることから、引き続き重点的に監査を実施するとともに、事務局には、研修や文書等を通して、積極的に法令順守の啓発に努めていただきたいと思います。